

初期中世ヨーロッパ政治史への「文書形式学的」アプローチ

— 定型表現の形成・変遷とその意義について —

菊地 重仁

キーワード

カロリング朝フランク王国 国王文書 財産交換確認文書 刑罰条項 バイエルン

はじめに

「ユーラシア東西における古文書学の現在」と題された本特集において、本稿はヨーロッパ初期中世から伝わる文書を扱う立場から何らかの貢献を試みるものであるが、本題に入る前に二点断りを入れておきたい。第一に、本稿が取り上げるのは「古文書学」を構成するであろう三つの分野、すなわち古書体学 (Paläographie)・文書形式学 (Diplomatik)・古書冊学 (Kodikologie) のうち、主に文

書形式学だということである。第二点もまた叙述範囲の限界に関わる。本稿に期待された役割は、ヨーロッパ中世文書形式学の現状を示しつつ今後の課題・展開の可能性を示唆することにより、ヨーロッパ中世史以外を専門とする人々に比較のための素材・視座を提示することである。しかし限られた紙幅、何より筆者の能力という足枷の故、以下の叙述が筆者個人の関心・研究手法に基づいた極めて偏りのあるものに留まっていることをあらかじめ断りつつ、読者諸賢のご寛容を請う次第である。

さて、ヨーロッパにおける文書形式学は一七世紀に始まったとされる²⁾。学問史的叙述においてほぼ決まって言及されるのはイエズス会のボランディストたちとサン・モールのベネディクト派修道士たちの学術的活動、とりわけ後者に属するジャン・マビヨンによる六巻本のハンドブック『公文書なるものについて』の刊行（一六八一年）³⁾である。こうした動きは当時のヨーロッパ各地で多発していた土地財産などの法的権利をめぐる争いにおいて、しばしば権利文書の真贋が問題とされたこととかわわっていた。この状況は「古文書戦争 (*bella diplomatica*)」の時代とさえ呼ばれるが、この時期は真贋判定 (*discrimen veri et falsi*)こそが科学的・学術的に古文書と取り組む際の主要な関心だったのであり、その方法・技術の確立が試みられたのである。これはその後、修道院から領邦、王国に至るまでの様々な共同体のレベルにおいて、その正当性やアイデンティティーの誇示のため文書編纂が行われていく際の重要な基準となり、方法的にもさらなる洗練がなされていくことになる。

さて一八世紀後半から一九世紀にかけてイタリア・「ドイツ」・フランスで始まった「ナショナルな」枠組みでの歴史史料の大編纂事業においても文書史料はその少なからぬ部分を占めていた。一九世紀はヨーロッパにおいて近代

の科学的歴史学が確立した時期とされているが、歴史史料としての文書の価値が高まったのもこの時期、とりわけ一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて見られた「実証主義」的歴史学の時代である。この時期の歴史学の主要な関心が政治史や法制・国制の批判的再構成だったこともあって、具体的な権利関係、法的・政治的事実関係が記されていると考えられた真正文書は格好の情報源だったのであり、利用のための「史料批判」の方法が練り上げられた。この時期にはプロイセンで設立された古ドイツ歴史学協会、すなわち現在の「モヌメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカ」という史料編纂所の機関、あるいはパリのエコール・デ・シャルトすなわち国立古文書学校といった研究・教育機関がそれぞれ発展を遂げ、各機関の関係者・出身者が史料編纂および文書を用いた歴史研究において大きな役割を果たしていたことが知られているが、中でもテオドル・ジッケル、アルチュール・ジリイ、ハリー・ブレスラウといった面々が活躍した一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけての時期が文書形式学の最初の黄金期とみなされていることに言及しておこう。彼らがそれぞれ著した文書形式学についての体系的なテキストは、現在においてもなお参照されるべき重要な研究文献としての地位を保っている⁴⁾。

こうした古文書に対する歴史家たちの態度が大きく変わったのは、大まかに言って二〇世紀後半以降である。「カルチュレル」あるいは「寄進帳」といった文書集成が、単なる個々の情報源の集成として扱われるのみでなく、中世人による文書集成・編纂物としてその実践そのものが考察の対象となったり、あるいは偽文書が史料的に無価値なものとして切り捨てられるのではなく、そうした偽文書作成の背景にあった心性や戦略がとりざたされたり、といったかたちで研究のアプローチは多様化したのである。ここでは筆者自身の研究の関心とも合わせて、大きく三つの潮流について簡単に触れておきたい。

第一には、文書、とりわけ君主の文書を構成する様々な書式から、発給者の政治的メッセージを読み取るうとするアプローチが挙げられる。この潮流はオーストリアの歴史家ハインリヒ・フィヒテナウの「アレンガ」すなわち文書序文の研究によって始まり、主に彼のウイーンにおける弟子筋において発展させられているものである。フィヒテナウ以降、君主文書は単に権利関係を保証する法的効力を持つていたのみならず、「君主のプロパガンダ」にも益していたことが強調されるようになる。

第二点として、文書の外形についての新たな注目が指摘される。先に触れたテキスト書式にせよ、文書の外形にせ

よ、旧来の文書形式学が関心を払っていなかったわけではないが、分析の目的は真贋判定の基準策定にあったとみなすことができる。一方、マールブルク大学で教鞭をとったペーター・リュックは君主の署名であるモノグラム、認証記号、教皇文書のロタ、ベネ・バレエテといった文書中の視覚的要素をも記号論的に解釈し、象徴的なメッセージを読み解こうとした。彼の手法を彼自身の言葉を借りて端的に表すならば、君主文書を「君主についての図像報道」あるいは「プラカード」として解釈する、というものであり、その際に文書は「コミュニケーションプロセスにおける言語的・図像的・物質的な符号の体系」とみなされる。こうした手法はマールブルク大学周辺の研究者たちによって発展させられ、文書のフォーマットを含めた多様な視覚的要素が分析の俎上に上げられるようになった。

第三の傾向は、文書発給のプロセスをコミュニケーションとして捉えようとするものである。従来の文書形式学では、文書発給プロセスの再構成をもっぱら文書発給担当部署の仕事の再構成として行なってきたが、ペーター・ヴォルムやハーゲン・ケラーは、ミュンスター大学で盛んだった儀礼研究との関わりにおいて、受益者の請願に始まる一連の文書発給プロセスを発給者・受給者・同席者たちの間でとりかわされる政治的コミュニケーションとして捉える

ことを主張した。この立場に立てば、上に述べた二つの視点、すなわちメッセージを發出するメディアとしての文書の意義をよりいっそう的確に理解することが可能となるのである^⑧。以上のような三つの方向性を発展的に継承している存在として、現在の文書形式学のリーディング・スカラー、マーク・メルジオヴスキーの名前を挙げておこう^⑨。

一、カロリング朝フランク王国政治史への「文書形式学的」アプローチ：尊称の分析

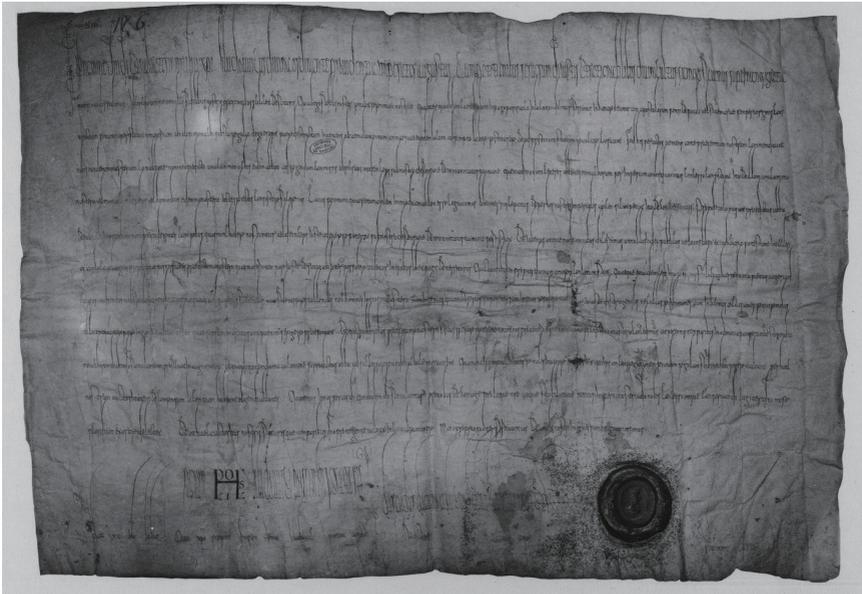
さて大まかには以上のような研究潮流を指摘できるが、文書形式学という学問の状況は決して樂觀視できるものではない。現在の文書形式学について語るとき、これを含む「歴史補助学」^⑩一般の傾向としての大学内における制度的苦境、さらには歴史学内部における地位低下が言及されることがある^⑪。しかしこの状況で擁護の声を上げているのは史料学ないし文書形式学ですでに名を成した研究者たち^⑫だけではない。必ずしも狭義の文書形式学者ではない若手の中世史研究者たちのうちにも、この学問の問題を認識し可能性を提示しようと努める者がおり、微力ながら筆者もその一人たろうとしている。本節ではまず、筆者が論集『初期中世文書史料の問題と可能性』^⑬に寄稿した仕事を紹介す

ること、こうした傾向を例示したい。素材としたのは八世紀半ばから一〇世紀にかけて現在の西ヨーロッパの大半を支配下においたカロリング朝フランク王国（七五一年～一〇世紀）の君主文書であり、文書形式学的な分析からこの時代の政治文化を把握しようとする試みである。

ところでカロリング朝君主の文書は先行する王朝であるメロヴィング期（四八一年頃～七五一年）の君主文書の延長線上にあるとはいえず、少なからぬ点で変化が見られる。ペーター・クラッセンや加納修の研究に依拠してごく簡単にまとめるならば、帝政ローマ期の、しかも皇帝文書よりは属州官僚文書の流れを汲みつつ、「役人に対する命令書」という形式・性格を保持していたメロヴィング朝君主文書に対し、カロリング朝の君主文書はそれ自体として権利保証する「証書」へと変化しているのである^⑭。こうした変化に伴い、カロリング期の君主文書には様々な「装飾」も施されるようになり、ついには以下のような構成を一つの典型とするに至った。大きく三つの部分に分けるならば、まずは冒頭定式（*protocolum*）が神への呼びかけの象徴記号クリスモンをもって始まる。神への祈りの文字表現である祈願定式（*invocatio*）、発給者の名乗りである称号定式（*intitulatio*）、そして序文としてのアレンガ（*arenga*）がこの冒頭定式に含まれる。ついでコンテクスト、い

わば文書の本文が叙述部 (*narratio*)、措置部 (*dispositio*)、認証定式 (*corroboratio*)、認証方法の予告(をもつて構成される。最後に発給主体の署名 (*signum*)、発給責任者(ないし彼の代理)による認証 (*recognitio*)、発給日時・発給地の明示 (*datum*) などを含む終末定式 (*eschatocollum*) が置かれるが、署名部に付された君主のモノグラムや認証部のクリスモンおよび認証記号、さらには印璽など、君主文書の中でもっとも視覚的演出に富んでいるのがこの終末定式である。¹⁵⁾

先に述べたようなフィヒテナウとそのフォロワーたちによって、こうした諸要素のうち、例えば称号定式に見られる君主称号とその形容辞から同時代の君主ないし宮廷の自意識が読み取られたり、アレンガすなわち前文が君主のイデオロギーの表出と捉えられたり、といった様々な分析が行なわれた。君主の文書が単に受給者の手に渡され、文書テキストが彼とその周囲の者の目にもみ触れるものにとどまっていたのではなく、文書発給の場においては文書が受給者を含む列席者たちの面前で読み上げられたものと考ええるならば、こうした文書中の定式表現が備えたメッセージが政



ルートヴィヒ敬虔帝のサン・モール・デ・フォッセ修道院宛インムニタス・国王保護特権状(816年6月20日) BM² 617 = *Diplomata Karolorum. Recueil de reproductions en fac-similé des actes originaux des souverains carolingiens conservés dans les archives et bibliothèques de France*, ed. by F. Lot & P. LAUER, 10 VOL., PARIS, 1936-1949, VOL. 2/1, PL. 6 (FACSIMILE).

治的な意味を持つていたというテーゼはいっそう妥当性を持つものと言える。しかしこうした研究潮流にもかかわらず、文書中の君主の抽象的尊称のもつ意義が本格的に分析されることはなかった。ここでいう抽象的尊称とは、一人称複数数の所有代名詞 (*noster* 「余の」) と「高みにあるもの」を表す抽象名詞 (*celstudo, maiestas, sublimitas* など) の組み合わせによるものであるが、現代語では「朕」や「余」に該当するものとして訳出されてしまうことがしばしばである。こうした抽象的尊称が帝政ローマ期の慣行に遡るものであること、尊称のレパートリーの違いが君主毎に見られること、あるいはそうした尊称の用いられ方が文書の真贋判定に寄与しうることなどは従来の研究によっても指摘されていたが、なぜ特定の尊称がその君主の尊称レパートリーに含まれているのか、といった分析がなされてはいなかったのである。簡単に言ってしまうと、こうした尊称はすべて「高みにあるもの」「崇高なもの」を示しており、互いに代替可能なものとさえ考えられていたのだった。

筆者が試みたのは、一つの尊称がある宮廷において新規に導入されるケース、あるいは急激にその使用頻度を増しているケースを取り上げ、当該の尊称として用いられている抽象名辞が同時代において潜在的に持ち得た意味を洗い

出し、それを当時の政治的文脈の中に位置付けてみるという作業であった。分析の結果のみを簡潔にまとめよう。

例えば英語の *Your Majesty* という表現に見られるように、現在でも国王に対する呼びかけとして用いられている *maiestas* という概念を、フランク君主が自称として用いたのはルートヴィヒ敬虔帝（在位七八一／八一四〜八四〇年）が最初であった。この概念はカロリング期において神の荘厳さを示すものとして用いられることがほとんどであったが、ローマ期に遡ればこれは皇帝ないし国家の至高の権威、あるいは家父長の権威を意味する言葉であった。ルートヴィヒ敬虔帝がこの言葉を自称として用い始めた八三四年は、まさしく前年の息子たちの反乱に伴う廃位と修道院幽閉という危機から脱出した年であった。このタイミングの一致は、偶然ではないだろう。彼は復位に伴い自らの帝権のイメージを至高なるものとして王国内に示すことを企図したと考えられるのである。 *maiestas* という自称が政治的アクチュアリティを減退させ、「日常的な」君主の尊称となっていくのは、皇帝ルートヴィヒの死後、すなわち八四〇年以降のことと思われる。

敬虔帝の次男、ルートヴィヒ「独人王」（在位八一七／八二六／八四〇〜八七六年）のケースに移ろう。彼は父の死の直後から「清廉さ」を意味する *serenitas* という抽

象名辞を自称として用い始めたが、この言葉もまたローマ期以来皇帝権と結びついたイメージを含有するものであった。ルートヴィヒ「独人王」による *serenitas* 概念の使用開始が明確な意志に基づくものであったということでは、父帝の存命中、「独人王」が自らの文書の中で極めて慎重にこの言葉を扱い、この語で形容される対象を父のみに限定していたことから窺い知れる。父が自称として *serenitas* を用いつつ発給した文書について、受給者の願により確認文書を発給する必要性が出た際も、彼はモデルとなる父の先行文書を広範に引用しつつ *serenitas* の部分のみは削除し、その都度自身に妥当な抽象名辞に置き換えて自称としているのである。ではなぜ八四〇年以降、父が死去したとはいえ皇帝ではないルートヴィヒ「独人王」が *serenitas* を自称として用い始めたのだろうか。これは父の死とともに激化した兄弟間の相続権争い、とりわけ長男にして皇帝位を継承していたロータール一世（在位八一四／八一七／八四〇～八五五年）とのライバル関係の中で採用された、支配の正当性を喧伝するための戦略の一つであったとみなすことが可能であろう。この争いの中で当初ロータール陣営に立っていたラバーヌス・マウルスが、ルートヴィヒと和解した時期に同王に宛てた書簡において初めて *vestra serenitas*（「清廉なる陛下」）と呼びかけているこ

とは、ルートヴィヒの支配権の承認と結びつけて考えられるのである。

最後にルートヴィヒの弟、シャルル禿頭王（在位八三八／八四〇年～八七七年）の例を取り上げよう。彼の尊称用法において目立つのは *sublimitas*（「崇高ヤ」）という概念である。彼の文書においてこの尊称が用いられる頻度が八四八年を境に高まっていることが確認できるが、これは同年六月に挙行された国王戴冠式との関連性において理解することが可能である。同時代史料が示すように、この *sublimitas* という言葉と語源を共にする動詞 *sublimare* は、王座の高みに上げることを意味する際に用いられる言葉であった (*sublimare in regno*)。すなわち聖油の塗布によつて注ぎ込まれる神によつて与えられし聖性、および聖俗の有力者たちによる選出・合意というフランク族において伝統的に正当な手続によつて王座の高みにあげられたものが備える崇高さ、という二重のイメージをこの言葉が喚起し得たものと考えられるのである。こうした王座の高みにあるシャルル、というイメージが文書中の特定の自称を通じて意図的に喧伝されたという推測は、この八四八年の頃に初めて、天上の神の手を通じて祝福を受けつつ臣下らに囲まれ玉座に座わる国王の画像が、しかもシャルル禿頭王をモデルにして作成され手稿本に綴じ込まれたという

事実とも合致するように思われる。

以上のような分析を通じて筆者が学界に提言したのは、君主文書に含まれる様々な尊称が、常にとは言えずとも、少なくともそれが「定式化」される際に極めてアクチュアルな意味を持ち得たのであり、これらを分析していくことは当時の政治文化の理解の深化のみならず、文書形式学の進展にもつながるであろうということであった。歴史家たちにとってすでに「既知」のものであり、かつ「月並みな」表現にすぎないとされてきた定式表現もまた、政治的分析の材料になりうるのである。テオ・ケルツァーの言葉を借りるならば、我々は折に触れ、自分たちの知識の「在庫」について「棚卸し」¹⁷をしてみる必要があるということになるだろうか。

二、カロリング朝フランク王国政治史への

「文書形式学的」アプローチⅡ…交換確認文書と いう文書類型の隆盛について

では、次いで現在筆者が取り組んでいる別の問題へと話題を移していこう。現在進行形で行われている研究に関する話題という点では「古文書学の現在」という特集テーマには合致するが、しかし現在進行形であるがゆえに「結論」

めいたものを述べるところまでは達していないことをあらかじめ断っておきたい。大まかな問題意識は、前節で述べた尊称に関する研究の延長線上にある。すなわち、とある書式や定式表現、さらには文書類型が生成しないし衰退していく背景に我々は何を見ることが出来るだろうか、というものである。もちろんこうした問いかけはまったく新しいものではないが、我々が抱えている史料群をあらためて眺め回してみるならば、まだまだ再考の余地が残されていることに気づく。以下、二つの可能性を示唆してみたい。

まずは前節に続きカロリング期の君主文書を取り上げよう。カロリング期の君主文書に特徴的な文書類型として、教会ないし修道院が少なくとも一方の当事者となるかたちで取り交わされた財産交換契約を君主が確認する文書が挙げられる。フィリップ・ドゥブルーによれば、これはとりわけルートヴィヒ敬虔帝の治世に特徴的な文書形態である。彼の試算によれば、七世紀末のものが二通、カール大帝（在位七六八〜八一四年）期に四通、ルートヴィヒ敬虔帝期に三六通、彼の四人の息子たちのもとで発給されたもの（そのうちシャルル禿頭王が二〇通）が合計でおよそ三〇通伝来しているという¹⁸。なぜこのような確認文書が必要とされたのであろうか。まずはハリー・プレスラウの見解を引用しよう。一般に私文書を通じて成立した法的行為

の確認を国王に求め、後者による確認文書を発給してもらうという慣行があったのは、国王文書がより高度な保証効力を備えていたためであった。しかし教会が少なくとも一方の当事者であるような財産交換に際しては、法的行為が有効であるために国王による確認が必要不可欠とされた場合があったとする。どのような状況で国王による確認が必要とされたのかはわからないとしながらも、ブレスラウは当該交換の対象となった財産の規模の多寡が問題であった可能性を示唆している。一方ジョルジュ・テシエによれば、君主による財産交換確認において問題となっているのは、私的な法的行為に補助的な保証を与えることでも、当該の法的行為に関する「真正の *authentique*」文書が発給されるということでもない。この文書類型の登場は、カロリング朝の君主たちによる教会財産保護措置の帰結であるというのである。しかしそれぞれ極めて簡潔に提示されたこれらの見解は、この文書類型がルートヴィヒ敬虔帝の治世に隆盛を迎えた背景を説明するには不十分である。この文書類型について詳細な検討を加えたドゥプルーは、この文書類型の隆盛を、同皇帝が八一四年の単独統治開始直後から始めた教会保護政策と結びつける。このときルートヴィヒはインムニタス特権（*非不輸不入*）と国王保護特権とを結合させ、それらを同時に付与する新たな文書形式を導入し、

史苑（第七五卷第二号）

この種の文書を多くの教会施設に発給していたのだが²⁴、ドゥプルーによれば、交換確認文書の隆盛もまたこの政策の延長線上にあるというのである。財産交換を皇帝が確認することの目的は、君主が保護者である所の教会が持つ財産を保護すること、すなわち教会にとって後々不利になるような形で交換が行なわれないようコントロールすることによって、教会財産の散逸を防ぐことにあったという。確かに研究者たちが「カピトウラリア」と呼んでいる立法的規範テクストのうちに、ルートヴィヒ敬虔帝が教会財産に関する「交換」をコントロールしようとしていた形跡が見て取れる²⁵。

しかし我々はコミュニケーションという観点を加味することによって、こうした交換確認文書という文書形式についての見識をもう一步深めることが出来るであろう。君主が交換確認を行なった場を考慮に入れるならば、伝来する三六通のルートヴィヒ敬虔帝による財産交換確認文書のうち、およそ半分弱の一五通が王国集会の場、あるいは君主が王国巡行の機会に交換当事者のもとを訪れた際に発給されていることが確認できる²⁶。君主と接触をもつことができただけが文書発給機会となることは別段珍しいことではないが、交換確認文書を扱う際に注意しなければならないのは、交換確認が行なわれた場には、交換の当事者のみならず

ず、交換契約が締結される際に証人となっていた人物たちもまた列席していた可能性が想定できるといふ点である。²⁷⁾ 交換契約文書と確認文書の両方が伝来するという幸運に恵まれるか否かは史料伝来の偶然に左右されてしまうが、例えば八二〇年に行われたトゥール伯ユージュとヴォルムス司教ベルナリウスの財産交換は、キエルジー王国集会においてなされており、司教・修道院長・伯等の称号を備えた人物だけでも一三人の証人を伴っていた。²⁸⁾ この契約の締結後、この法的行為は同王国集会の最中に皇帝によって確認されている。²⁹⁾ このような皇帝・交換当事者・契約の証人たちが一堂に会する機会を同時代人たちがどのように理解していたのかを示唆する例を挙げよう。八二五年六月三日、アーヘンでの王国集会の際に、ルートヴィヒ敬虔帝はマコン司教ヒルデバルドゥスと伯ワリヌスの財産交換を確認している。ところでその後に権利譲渡が実行された様子を記録した文書（ノティティア）によれば、七月四日、当該土地財産があるクリュニーにおいて、「皇帝ルートヴィヒ陛下の臨席のもと *in presentia domni Hludovici imperatoris*」³⁰⁾ 多くの証人を伴って財産権利の譲渡が行なわれたとされる。五月の一度目のアーヘン王国集会から八月の二度目のアーヘン王国集会までの皇帝の動向を考えるならば、³¹⁾ 彼が実際に臨席した可能性は低い。ノティティアに付された

「七月四日火曜日」という日付自体は間違いではないものの、「陛下の臨席」に関する文言は文書の作成時あるいは筆写時の不備によって入り込んでしまったものであり、元来は皇帝による確認のものを意味していたのだとジッケルは想定している。³²⁾ しかしこのノティティアの中には交換が「いとも清廉なる皇帝陛下の命令によって *per jussionem domni serenissimi imperatoris*」行われたことが臨席についての言及の直後に明記されているのであり、「命令で *per praeceptionem*」が「臨席のもと *in presentia*」と書き間違えられてしまったとは考えにくい。むしろこの隣席の話がそもそもフィクションである可能性が高いのではないだろうか。この場合、フィクティブな君主の臨席をあえて記述しているという事実そのものが重要である。つまり、財産交換という法的行為において君主による承認が重要であったのみならず、法的行為への立会人である証人たち——同文書では一二人の名が挙げられている——の前に君主が姿を現わすこともまた望ましいと同時代人によって認識されていたことが推測されるのである。ルートヴィヒ敬虔帝および彼の宮廷が交換確認文書という文書形式を新たに積極的に用い始めた際の目的・意図は、おそらくドゥブルの考察通りであろう。しかし法的行為の当事者のみならず、証人として立ち会者たちを含めた「記憶」を共にす

る集団が地域社会の中で形成される、あるいは既存のそれが強化されるにあたって、君主をも巻き込むことがおそらく何らかのポジティブな意味を持ち得ており、それゆえ交換確認文書の請願・受給というあらたな一手間が、受給者側にとってもそれを受け入れる意味のあるプロセスとして受容され実践されたのではないだろうか。

なおこの財産確認文書はルートヴィヒ敬虔帝の治世以来ひとつの類型となる「略式特権状」、すなわち君主の署名・モノグラムを欠いた特権状に分類されているが、実際のこの財産確認文書という類型の中でも書式に揺れがあることを指摘しておこう。まず原本によって伝来しているものを含む幾つかの財産確認文書において、モノグラムを含む王の署名部が記された文書が挙げられる。^{⑤⑥}この文脈において興味深いのは八二〇年四月二八日付けでフアルファ修道院とスポレート司教との間の財産交換を確認した文書である。この文書は、皇帝が自身の代理人であるミッシ・ドミニキを派遣して両者間の紛争解決を試みた末に、妥協案として出てきた財産交換の産物であった。この文書ではしかし通常の財産交換確認文書に見られる「交換 (commutatio)」という表現は用いられておらず、代わって「合意締結」を示す *convenientia* や *pactiudicium* が言及されており、皇帝はこの合意を確認したことになっている。この文書は形式

においても「略式特権状」的な財産交換確認文書とは異なり君主の署名とモノグラムを備えているが、さらに類例のないアレングを伴っている。いわく、紛争の解決と調和の維持は王の責務であるのみならず、全キリスト教徒の責務である、しかしもたらされた平和と調和を自身の権威をもって確かなものとするのは王の責務であるというのである。^{⑤⑦}この例は、法的な内容としては同じ「財産交換確認」であるにもかかわらず、それが発給された文脈に依じて、君主ないし宮廷がその文書の含有しうる特殊な政治的意義を意識し、通常とは異なるより盛式な様相を伴った文書を発給していた様子をうかがわせるものである。ルートヴィヒの宮廷が文書発給に際して皇帝の署名およびモノグラムを付与すべきか否か、厳密にコントロールしていたことを踏まえると、そうした推測の妥当性は高まるだろう。

三、カロリング朝フランク王国政治史への

「文書形式学的」アプローチⅢ：刑罰条項について

最後に、ヨーロッパの文書形式学において「私文書」に区分されてきた文書における定式表現についても触れておきたい。ここでとりあげるのは、財産譲渡・売却の際に作成された文書に見られる刑罰条項あるいは威嚇条項と呼

ばれるものである。これは文書に記録された法的行為を侵害する者に対して与えられる罰をあらかじめ記載する書式であり、侵害行為を未然に防ごうとする措置と考えられる。一九世紀以来の研究により、この刑罰条項は古代ギリシア・ローマ期からの連続性が指摘されており、内容において靈的威嚇 (*poena spiritalis*) —— キリスト教世界においては神や天使、聖人たちの怒りないし教会からの破門 —— および世俗法的罰則 (*poena saecularis*) の二種類に区別されている。ここではそのうちの後者、とりわけバイエルンにおける罰金支払いに関する表現を取り上げた。バイエルンという特定地域に考察の対象を絞るのは、現段階における筆者の研究の進捗状況とも関わるが、インリッヒ・フィヒテナウが唱えた地域ごとの「文書景観 (*Urkundenlandschaften*)」の特性を把握する試みという近年見られるもう一つの研究潮流に竿挿したいという意図もあつたのと了解いただきたい。³⁹⁾

初期中世の刑罰条項を精査したフリッツ・ポイエによれば、現在のドイツ南部、バイエルンの文書における刑罰条項では、フランキアおよびアレマニアのそれと同様、公権力に対する罰金支払いを示唆することによる威嚇が通例であるとされる。⁴⁰⁾ こうした威嚇が現実的な意味合いをもつていたか否かという問いをめぐって研究者たちが議論を戦わ

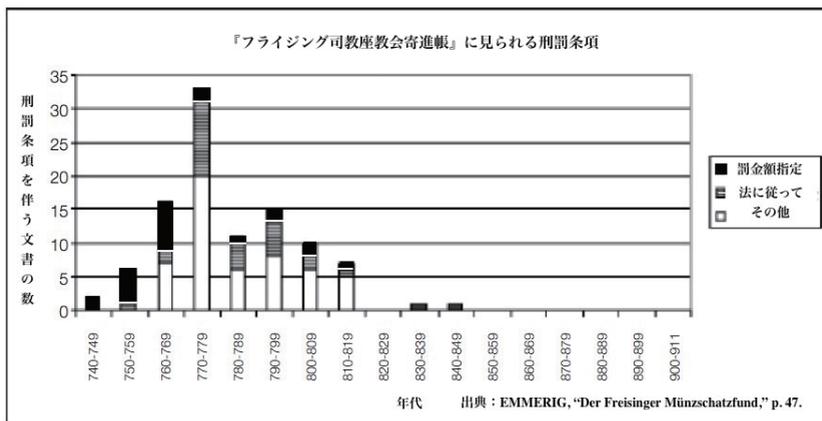
せているが、古くはヨアヒム・シュトウットウマンが初期中世における刑罰条項の現実味を一般的に認めており、近年においても佐藤彰一が六世紀末頃のメロヴィング朝前期の素材を手に、国庫による罰金徴収の様相について考察を行なっている。⁴¹⁾ しかしここで問題としたいのは、そうした罰金徴収システムの実在性ではない。以下で取り上げられている文書が、王や公といった支配者の権力に拠らない「私人」間の取引の産物であるということを踏まえ、彼らもしものときの備えとして「公権力」なるものをどのように認識していたのか、それを探る手がかりが刑罰条項の盛衰を分析することで得られるのではないか。本節はそういった可能性について考察することを課題としている。

バイエルンにおける刑罰条項は七四〇年代から見られるようになるが、これは同時期に成文化された『バイエルン部族法典』との緊密な関係にあつたと考えられる。刑罰条項の罰金額が「法がそうであるように *sicut lex est*」として定められているからである。⁴²⁾ なお、同法の当該条項を見ると、バイエルンでは罰金の支払先としてまずは「現地のユーデクス」に重量にして三ウンキア分の金を支払い、被害者には侵害財産を返還するのみならずそれと同等のものを譲渡しなくてはならないとされている。その際、返還・譲渡を強制執行させる存在として言及されているのが、「王

または同地においてユーデクスたる諸侯すなわちプリンケプス」である。^{④7} 同時期のバイエルンにおけるプリンケプスとは公 *dux* のことであり、したがって先に挙げた罰金が支払われるべき対象としてのユーデクスも、個々の裁判を主宰する判事としてのユーデクスではなく、『バイエルン部族法典』当該規定で「同地におけるユーデクス」と等置されているバイエルン公を指すことになる。七八八年のフランク王国併合以前のバイエルンで見られる刑罰条項において言及されるフィスクス (*fiscus*)^{④8} もまたバイエルン公の国庫を指していたと考えられる。実際、バイエルンから伝わる文書において、罰金の支払はしばしば「公に対して (*partibus ducis*)」なされるべきことが明記されている。^{④9} さらに八世紀のバイエルンにおける刑罰条項の特徴を挙げていくならば、文書で規定されている権利の移転を侵害した人物がユーデクスないしフィスクスに対して有罪 (*culpabilis*) であることがしばしば強調されているという点がある。^{⑤0} 「その者は法に違反したがゆえに (*quia contra legem egit*)」という表現もパッサウ司教座関連の文書で見受けられる。^{⑤1} こうした刑罰条項における「法 *lex*」への言及は特記されるべきことであろう。というのも、『バイエルン部族法典』における当該条項は『アレマン部族法典』をモデルとしているのだが、この法典が通用していたアレ

マニア地域の文書の刑罰条項において「法」に言及すると、例えば「法に定められているように罰金を支払う」といった表現が出てくるのは、九世紀に入ってからなのである。^{⑤2} 逆に同時期のバイエルンの私文書では、以下で確認するように、刑罰条項自体が見られなくなっていく、九世紀後半には消滅してしまふ。

フベルト・エメリッヒが作成した、『フライジング司教座教会寄進帳』に見られる刑罰条項の件数の時期による偏差を示す表を参照すると、世俗的刑罰条項への言及が八世紀後半から九世紀初頭にかけて集中しており、九世紀後半には皆無となっていることがわかる。エメリッヒの解釈によれば、刑罰条項が盛り込まれた文書数の減退は、九世紀になると寄進件数が減り、財産交換を記録する文書が多く収録されるようになったことと結びつけられる。さらに七七〇年代以降九世紀初頭まで「法に従った」罰金の支払いを求める書式が多く用いられており、それ以前の刑罰条項が具体的に罰金額を規定していることと対照をなしているが、これは七七〇年代以降ようやくバイエルン部族法典が広く知られるようになったからだと説明される。^{⑤3} しかしエメリッヒの論文の主眼はフライジングに由来する史料群を利用した初期中世バイエルンにおける貨幣の利用状況の解明にあつたため、刑罰条項に関する叙述は残念ながら淡



泊である。また刑罰条項の減少と財産交換文書の増加が結び付けられているが、財産交換を行う文書においても刑罰条項が挿入されることがないわけではない。³⁵⁾むしろ財産交換という法行為への王権の関与が九世紀に政治的重要性を増していたことは前節が示すとおりである。フライジングに関する彼の分析を踏まえつつ、バイエルンのその他の地域に関する事例とも比較しつつもう少し詳しく見ていきたい。

上で言及した、罰金の支払先を示す「現地のユーデクスに (*iudici terrano*)」および「公に対して (*partibus duci*)」という文言は、最後のバイエルン公タシロが七八八年に廃位されると同時に姿を消す。³⁶⁾フライジングやその他のバイエルンの文書では罰金の支払先としてフランク王権の国庫 (*fiscus*) が言及されるのが通例となっていくが、パッサウではより明確なことに、これまで *partibus duci* とされていたところが「王に対して (*partibus regis*)」という文言に取って代わられる。³⁷⁾これらは最上位の政治権力がカロリング王権へと入れ替わったことの反映であるが、変化はこれにとどまらない。次の変化として、九世紀初頭には「法に定められているように」という書式も姿を消す。³⁸⁾そしてその後、刑罰条項の件数が減っていく九世紀後半には全く用いられなくなるが、この

傾向はライジングだけでなく、ザルツブルク、レーゲンスブルク、パッサウ、モントゼーといった、比較的多くの数が伝来している教会施設の文書群を調べても同様に確認されるのである。以上のようなバイエルン全体で確認される刑罰条項という定式表現の盛衰は、はたして何を意味しているのだろうか。

私見によれば、こうした刑罰条項に見られる変化は、ウオーレン・ブラウンが観察した同時期のバイエルンにおける紛争解決のあり方の変遷と重なりあったものであるように思われる。ブラウンは大公廃位以前のバイエルンにおける紛争解決の際の『部族法典』の利用を重視していないが、刑罰条項のあり方から推測するに、七四〇年代以降、少なくとも財産権の移転を伴う契約を行なった当事者たちは、フランク王から実質的に自立した公をバイエルン内の最高權威とする形で新規に成立した『部族法典』という規範体系に依拠しつつ自分たちが住む世界の秩序のあり方をイメージしていたように思われる。『ライジング司教座教会寄進帳』に収録されている最古の文書がすでに七四四年の段階で『バイエルン部族法典』と同じ「現地のユー・デクス」という文言を用いつつ、文書に記録された寄進財産を侵害する者がこの「ユー・デクス」にバイエルン公に対して「有罪」であると表現していることを想起しておきたい。こう

した自分たちの『法典』に対して抱いていたイメージは、公の廃位とともにすぐに消え去ってしまうことはなかった。七九〇年代以降、バイエルンではフランク国王の權威を背負う王の代理人／ミッシ・ドミニキという肩書きをもった有力者たち、とりわけザルツブルク大司教アルノを中心とした、正規の裁判集会における紛争解決が主流となるが、この段階において刑罰条項に『法典』への依拠が残っていたことは、法廷中心という当時の紛争解決のあり方と関連づけられるだろう。刑罰条項から『法典』への言及が消える時期は、すなわちアルノを中心としたフランク王権の代理人たちによる裁判が最盛期を過ぎ、徐々に法廷外取引の重要性が強まっていく時期と重なるのである。ブラウンによればこれは八一一年頃を境目としている。続く時期、名目的には裁判という形がとられつつも紛争解決において法廷外交渉のもつ実質的意味が強まっていくとブラウンは指摘しているが、この時期はすなわち、公的権力による国庫に対する罰金支払いの強制を威嚇として用いる事例が減少していく時期である。刑罰条項がバイエルンの私文書から消える九世紀後半からは、紛争解決に法廷が関わったことを示す文書が三点しか伝来していない。つまり司法外取引による紛争解決が主流となる中、世俗的な刑罰条項が実質的な意味を喪失していったことが想定されるのである。

この並行関係は、微細にも見えるかもしれない文書中の定式表現がたどった歴史の変遷が、文書が用いられる社会における政治や国制の変化と連動していたことを示す一例とみなし得るだろう。

おわりに

以上、個人的な問題関心に発する大まかな話を続けてきた。しかし、尊称という定型表現であれ、財産確認文書という文書類型であれ、刑罰条項という書式であれ、それらが導入され、微細なものであったとしても変化をとげ、場合によっては消失していくという過程をつぶさに観察することは、我々が当該社会の歴史の様相に接近するための有効な手段たり得ることを示唆することができたのではないかと思われる。それぞれの論点についてのより詳細な分析を今後の課題としつつ、ヨーロッパ初期中世という枠組みを超えた「比較文書形式学的対話」のための話題提起を終えたい。

註

- (1) 本稿は二〇一四年度立教大学史学会大会で行った講演の元になっている。今回の寄稿にあたり文体を改め註記と若干の補足をほどこしたが、論旨はそのままとしている。
- (2) 以下の叙述は以下の諸論考に基づく。まずヨーロッパ中世文書形式学の簡潔な学問史的概観として次の文献が挙げられる。Theo Kölzer, "Diplomatik," in *Archiv für Diplomatik* [以下、*AD*] 55 (2009), pp. 405-424, esp. 407-421. その他、文書形式学やそれを含む歴史補助学・史料学の歴史について邦語で刊行された近年の文献として以下のものが挙げられる。オリヴィエ・ギョジャン（渡辺節夫訳）「歴史史料の語るもの」渡辺節夫編『歴史学と現代社会』パリの歴史家たちとの対話』山川出版社、二〇〇〇年、一八一―二二七頁；ペーター・モラーフ（田口正樹訳）「ヨーロッパ中世史研究におけるモヌメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカの役割——過去と現在」東京大学史料編纂所編『歴史学と史料研究』山川出版社、二〇〇三年、二一・四八頁；オリヴィエ・ギョジャン（渡辺節夫訳）「フランスにおける中世史料——その利用、普及、保存」同書、四九・七七頁；千葉敏之「古書体学」高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』東京大学出版会、二〇〇五年、二七・五四頁；岡崎敦「文書形式学」同書、五九・七二頁；大黒俊二「古文书学から史料論へ」齋藤晃編『テクストと人文学——知の土台を解剖する』人文書院、二〇〇九年、三六・四九頁；マーク・メルジオフスキー（津田拓郎訳）「ドイツ語圏における文書形式学とモニュメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカ」『史學』七九卷一・二号（二〇一〇）一一八・一三二

頁：エレン・ヴァイター（岩波教子訳）『ドイツ中世後期に關する歴史學と文書形式學』同書「一三六・一五五頁」。

- (3) Jean MARILLON, *De re diplomatia*, Paris, 1681. シャン・ペリュモン（宮松浩憲訳）『ヨーロッパ中世古文書學』九州大學出版會「二〇〇〇年は第四および第六章を除く原書第二版（Paris, 1709）の邦訳である」。

- (4) Theodor von SICKEL, *Lehre von den Urkunden der ersten Karolinger (751-840)* (Acta Karolnorum digesta et enarrata. Die Urkunden der Karolinger 1), Wien, 1867; Arthur Giry, *Manuel de diplomatique. Diplomes et chartes. Chronologie technique. Elements critiques et parties constitutives de la teneur des chartes. Les chancelleries. Les actes privés*, Paris, 1894; Harry BRESSLAU, *Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien*, 2 vols. & Registerband, 4th ed., Berlin, 1969 (orig. 1889ff.).

- (5) 例へば Heinrich FICHTENAU, *Aranga. Spätantike und Mittelalter im Spiegel von Urkundenformeln* (MIOG Ergänzungsband 18), Graz - Köln, 1957; ID., *Beiträge zur Mediävistik. Ausgewählte Aufsätze*, 3 vols., Stuttgart, 1975-1986 など。この方向性にあるウィーン学派の研究の一例として挙げられるのは *Intitulatio*, 3 vols. (MIOG Ergänzungsband 21, 24, 29), Wien et al., 1967-1988. このインテリトウラテイオ（称号部）研究を牽引したヴェオルフラムはナラテイオ（叙述部）の分析においても貢献している。Herwig WOLFRAM, “Politische Theorie und normative Elemente in Urkunden,” in *Kanzleien und Kanzelsprachen im östlichen Europa*, ed. by C. HANNICK

(Archiv für Diplomatik. Beiheft 6), Köln - Weimar - Wien, 1999, pp. 1-24. 彼の Anton Scharer & Brigitte Merta などの系統に連なる。

- (6) *Mobilions Spur. Zweieundzwanzig Missellen aus dem Fachgebiet für Hilfswissenschaften der Philipps-Universität Marburg zum 80. Geburtstag von Walter Hennemeyer*, ed. by P. RÜCK, Marburg, 1992; Peter RÜCK, *Bildberichte von König. Kanzlerzeichen, königliche Monogramme und das Signet der salischen Dynastie* (elementa diplomatica 4), Marburg, 1996. 後者が含まれる叢書『文書形式學の基本原理 elementa diplomatica』からはヴェールブルク学派の研究成果（歴史補助学科関係者の論文集やリュック指導で作成された博士論文を含む）が公刊された（既刊一二冊）。この学派に数えられる研究者として、本稿との関連からとりわけ Erika Eisenlohr & Inngard Fees ならびに Peter Worm の名を挙げておく。ただしリュックに始まるようになった潮流には懐疑的な文書形式學者もおり、代表例として Theo Kölzer の名が挙げられる。たしかに、彼が強調することおり、中世人にとって文書とはまずもって法的なものであったという点を我々は忘れてはならぬ。 Cf. Theo KÖLZER, “Diplomatik und Urkundenpublikationen,” in *Historische Hilfswissenschaften. Stand und Perspektiven der Forschung*, ed. by T. DIEDERICH & J. OEPEN, Köln, 2005, pp. 7-34, here pp. 20-23.
- (7) 文書発給プロセスにおける受給者のインシアティブや文書テクニク起草に際しての受給者側の関与といった問題が注目されるのが近年の研究の傾向の一つである。その際、

初期中世ヨーロッパ。政治史への「文書形式学的」アプローチ(菊地)

君主宮廷など発給者側の動きは個々の状況においてはむしろ応対的なものと評価され、また文書発給の中心的機関とみなされてきた「尚書局」のあり方、これにはその存在そのものが再考の対象とやわつてくる。 Cf. Hans-Henning KORTUM, *Zur päpstlichen Urkundsprache im frühen Mittelalter. Die päpstlichen Privilegien 896-1046* (Beiträge zur Geschichte und Quellenkunde des Mittelalters 17), Sigmaringen, 1995; Wolfgang HUSCHNER, *Transalpine Kommunikation im Mittelalter. Diplomatische, kulturelle und politische Wechselwirkungen zwischen Italien und dem nordalpinen Reich (9-11. Jahrhundert)*, 3 vols. (Schriften der MGH 52), Hannover, 2003; Jochem JOHRENDT, *Papstum und Landeskirchen im Spiegel der päpstlichen Urkunden (896 - 1046)* (Monumenta Germaniae Historica. Studien und Texte 33), Hannover, 2004.

(9) 例として Peter WORM, “Beobachtungen zum Privilegiierungsakt am Beispiel einer Urkunde Pippins II. von Aquitanien,” in *APD* 49 (2003), pp. 15-48; Hagen KELLER, “Hulderweis durch Privilegien: symbolische Kommunikation innerhalb und jenseits des Textes,” in *Frühmittelalterliche Studien* 38 (2004), pp. 309-321; ID., “Die Herrscherurkunden: Botschaften des Privilegierungsaktes – Botschaften des Privilegientextes,” in *Communicare e significare nell'alto medioevo* (Settimane di studio del Centro Italiano di Studi sull'Alto Medioevo 52), vol. 1, Spoleto, 2005, pp. 231-278 などを参照。註のことはヴォルム

をマールブルク学派に数えたが、彼は師リユックの死後に研究拠点をシユンスターに移した。

(9) 二〇〇二年にシユンスター大学に提出された教授資格論文 *Privileg und Empfänger. Karolingische Herrscherurkunden und politische Kommunikation im Frühmittelalter* が改稿され、本稿の校正中に刊行された。Mark MERSIOWSKY, *Die Urkunde in der Karolingerzeit. Originale, Urkundenpraxis und politische Kommunikation* (Monumenta Germaniae Historica. Schriften 60), 2 vols., Wiesbaden, 2015. その内容の一部は邦語でも以下の講演録から窺い知ることができる。マーク・メルジオフスキ(梅津孝訳)「カロリント帝国における政治コミュニケーション: 文書形式学への視点」『西欧中世文書の史料論的研究』(平成二〇・二三年度科学研究費補助金「基盤研究B」研究代表者: 岡崎敦 平成二一年度研究成果年次報告書)『九州大学大学院人文科学研究院』二〇一〇年、八七・九六頁。

(10) この名称は、例えばドイツ語の Historische/Geschichtliche Hilfswissenschaften に該当する。この表現のドイツ語圏における初出は一八世紀後半に遡るが、「補助」という表現に「実証主義」的歴史学の時代における蔑視の名残を見る者もいる。それゆえ「歴史補助学」に分類される諸学に携わる研究者たちの中からは「歴史基礎学 Historische Grundwissenschaften」なる概念も提示されてくる。 Cf. Ahasver von BRANDT, *Werkzeug des Historikers. Eine Einführung in die Historischen Hilfswissenschaften*, 16 ed., Stuttgart, 2003, pp. 9-18, 163-168. 近年の学問的危機状況の中で「シユン」大学「歴史補助学」講座が講座名を

「歴史基礎学および歴史メテイヤ学」に変更したのは示唆的である。

- (11) 例えばメイヤンの状況に「*Historische Hilfswissenschaften*, pp. vi-viii, 1-3を参照。
- (12) Cf. KÖLZER, "Diplomatik und Urkundendiplikationen". R. SCHIEFFER, "Diplomatik und Geschichtswissenschaft," in *AfD* 52 (2006), pp. 233-248; H. WOLFRAM, "Diplomatik, Politik und Staatsprache," in *ibid.*, pp. 249-269. 最後の二本は共にシンポジウム「十二世紀における文書形式学。総括と展開」での講演を基にしたもの。
- (13) *Problems and possibilities of early medieval charters*, ed. by J. JARRETT & A. S. MCKINLEY (International Medieval Research 19), Turnhout, 2013. なお研究集会の収録では *Problems and possibilities of early medieval diplomas* というタイトルを掲げ、明確に「文書形式学」を意識しつつたよりを付言しつつある。同書に「以下の書評を参照せよ。 Rezension von Theo KÖLZER, in *Francia-Rezensio* 2014/3: Mittelalter - Moyen Age (500-1500). URL: http://www.perspectiva.net/content/publikationen/francia/francia-recensio/2014-3/MA/jarrett_koelzer (25.09.2014) (二〇一五年一月二日最終閲覧)
- (14) Peter GLASSEN, *Kaiserskript und Königsurkunde. Diplomatiscbe Studien zum Problem der Kontinuität zwischen Altertum und Mittelalter* (Byzantina keimena kai meletai 15), Thessaloniki, 1977, esp. pp. 132-195; Osamu KANO, "La disparition des actes de jugement: une conséquence de la reconstruction de l'espace de communi-
- cation des diplomes par les Carolingiens?" in *Journal of studies for the integrated text science* 1 (2003), pp. 31-51; ID., "Procès fictif, droit romain et valeur de l'acte royal à l'époque mérovingienne," in *Bibliothèque de l'École des chartes* [以下 *BEC*] 165-2 (2007), pp. 329-353.
- (15) カロリング期君主文書の図像を伴った簡潔な解説と下二本の文献を参照。 Robert-Henri BAUTIER, "Les actes royaux de l'époque carolingienne," in *Typologie der Königsurkunden. Kolloquium de Commission Internationale de Diplomatique in Olmütz* 30. 8. - 3. 9. 1992, ed. by Jan BISTRICKÝ (Acta Colloquii Olomucensis 1992), Olmouci, 1998, pp. 23-41; Peter JOHANEK, "Die karolingischen Diplome der Francia orientalis," in *ibid.*, pp. 115-125.
- (16) 以下の叙述は「上記論集に寄稿した筆者の論文 Shigetō KIKUCHI, "Representations of monarchical 'highness' in Carolingian royal charters," in *Problems and possibilities*, pp. 187-208 ならびにその続編 ID., "Prädikate und Epitheta als Anrede und Selbstbezeichnung: eine Untersuchung zu ihren Bedeutungen in der schriftlichen Kommunikation der Karolingzeit," in *Écriture et genre épistolaires (Ve-XIe siècle)* (EPISTOLA 1), Madrid (forthcoming) の要約である。具体的な研究史の整理や史料・文献への細かな参照指示を以下で繰り返すこととなる。
- (17) テオ・ケルナー教授の筆者宛ての私信(二〇一四年五月二八日付)より。ただし著者による尊称研究の意義については、文書形式学者としての同氏の評価は現状を承めて「真贋判定」への有用性に限定されているように

初期中世ヨーロッパ。政治史への「文書形式学的」アプローチ(菊地)

- 思われる。Cf. KÖLZER, Rezension: ID., “Die Edition der Urkunden Kaiser Ludwigs des Frommen,” in *Zwischen Tradition und Innovation. Die Urkunden Kaiser Ludwigs des Frommen (814 - 840). Referate des Kolloquiums der Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften und der Künste am 19. April 2013 in Bonn*, ed. by ID. (Abhandlungen der Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften und der Künste 128), Paderborn, 2014, pp. 15-30, here p. 21. 氏のこのことに関する保証は、氏が上述のとおりP・リニクらの学説に対して示した懐疑的態度と同じ類のものである。たしかに筆者が本節で例示したような尊称の用法と政治的文脈との関連性についても明示的に語る史料はなく、同氏の書評でも指摘されるように仮説・推測にすぎないを得ないことは著者も自覚している。
- (18) SICKEL, *Lehre von den Urkunden*, vol. 1, pp. 135f.
- (19) Philippe DEPREUX, “The development of charters confirming exchange by the royal administration (eighth-tenth centuries),” in *Charters and the use of the written word in medieval society*, ed. by Karl HEIDECCKER (Utrecht studies in medieval literacy 5), Turnhout, 2000, pp. 43-62, here pp. 47f.
- (20) 敬虔帝の名で多く発給されたこの文書類型にはすべてペーター・ヨハネクが注目していたが、彼の関心は、とりわけ俗人を交換当事者に含んだ際の確認文書発給プロセスにあった。すなわち交換当事者による交換文書二通の作成・交換確認の請願、しばしば君主の使者を通じて交換文書二通の存在の確認、書式にしたがった確認文書の作成、といった流れである。Peter JOHANEK, “Henscherdiploin und Empfängerkreis. Die Kanzlei Ludwigs des Frommen in der Schriftlichkeit der Karolingerzeit,” in *Schriftkultur und Reichsverwaltung unter den Karolingern. Referate des Kolloquiums der Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften am 17./18. Februar 1994 in Bonn*, ed. by Rudolf SCHIEFFER (Abhandlungen der Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften 97), Opladen, 1996, pp. 167-188, here 183-188.
- (21) BRESSLAU, *Handbuch*, vol. 1, p. 62.
- (22) Georges TESSIER, *Diplomatique royale française*, Paris, 1962, p. 70.
- (23) DEPREUX, “The development of charters”; ID., “Le souverain, maître de l'échange?,” in *Tauschgeschäft und Tauschurkunde vom 8. bis zum 12. Jahrhundert / L'acte d'échange, du VIII^e au XII^e siècle*, ed. by Irmgard FEES & Philippe DEPREUX (Archiv für Diplomatik, Beiheft 13), Köln - Weimar - Wien, 2013, pp. 45-64.
- (24) 上の綜合の国史史料整理に「2」Cf. Josef SEMMLER, “*Iussit ... princeps renovare ... praecepta*. Zur Verfassungsgeschichtlichen Einordnung der Hochstifte und Abteien in die Karolingische Reichskirche,” in *Consuetudines monasticae. Eine Festgabe für Kassius Hallinger aus Anlass seines 70. Geburtstages*, ed. by Joachim F. ANGERER & Josef LENZENWEGGER (Studia Anselmiana 85), Roma, 1982, pp. 97-124.

(25) *Capitularia regum Francorum*, ed. by Alfred BORETTUS (MGH *Capitularia regum Francorum* 1), Hannover, 1883, nr. 141 (a. 819), c. 7, p. 289; *ibid.*, nr. 167 (undatable), *ibid.*, c. 5, p. 334; *Capitularia regum Francorum*, ed. by Alfred BORETTUS & Viktor KRAUSE (MGH *Capitularia regum Francorum* 2), Hannover, 1890, nr. 192 (a. 829), c. 5, p. 15.

なおドゥブルールが詳細な考察の対象としなかった奴隷の交換確認について、加納修が「デナリウス方式」による(デナリウス硬貨の象徴的投下・落下を伴う)奴隷解放の問題と結びつけた考察を行っている。メロヴィング期においてデナリウス方式による奴隷解放証書は、解放主の(王の面前でのみ可能だった)デナリウス方式による奴隷解放という法的行為を国王が確認する文書であり、ローマ法の伝統との関連が推測されるものであった。しかしカロリング期に入るとデナリウス方式による奴隷解放という法的行為自体が国王自身によって行われるようになる。奴隷解放が国王による善行として記録されるようになったのである。ここで注目されるのはデナリウス方式によって解放される奴隷はしばしば交換の結果獲得されているという事実であり、かつ彼らが元々教会に属していたという事実である。こうして奴隷という教会の動産の一部が交換されることを国王が確認した上で国王が当該奴隷を解放するという図式が見られるようになる。ルートヴィヒ敬虔帝以降の教会財産保護政策において財産交換確認文書の発給が不可欠となったこととの関連性は明らかであろう。Osamu KANO, « Configuration » d'une espèce diplomatique : le

史苑(第七五卷第二号)

praecipitum denariæ dans le haut moyen âge,” in *Con-figuration du texte en histoire*, ed. by ID. (Global COE Program International Conference Series 12), Graduate School of Letters, Nagoya University, 2012, pp. 41-54. 加納が提示する「メロヴィング王の活動が『法のローマ化』に固有の状況によって方向付けられていたのに対して、カロリング王たちが法慣習を自分たちのために利用した」(同書一九二頁掲載の本人訳)という対照は説得的だが、この点においてなお気に留めておくべきは、シユテファン・エスターズの指摘である。彼はルートヴィヒ敬虔帝の治世以降、教会財産の散逸防止措置が古代後期のローマ皇帝たちの施策、すなわちローマ法の伝統に遡るものと認識されていた事例をいくつか提示している。例えば皇帝は教会財産の交換を行うことができるというユスティニアヌスの立法が、フォントネル修道院長アンセギスが編んだ「カピトゥラリア」蒐集(八二七年)に収録されている。またシャルル禿頭王は八六五年、ブルグント地域において不当に交換された教会財産に関する調査を行わせるにあたり、その法的根拠としてカロリング諸王の「カピトゥラリア」のみならずローマ法の規定の存在に言及している。Stefan ESDERS, “Die frühmittelalterliche „Blüte“ des Tauschgeschäftes: Folge ökonomischer Entwicklung oder Resultat rechtspolitischer Setzung?” in *Tauschgeschäft und Tauschurkunde*, pp. 19-44, here pp. 37-40.

(26) 王国集会の最中ないし直後に発給されている例は以下の通り。J. F. BÖHMNER, *Regesta imperii. I. Die Regesten des Kaiserreichs unter den Karolingern 751-918*, vol. 1,

neubearb. v. Engelbert MÜHLBACHER, nach Mühlbacher Tod vollend. v. Johann LECHNER, 3. Aufl. mit einem Geleitwort v. Leo SANTFALLER und einem Vorwort, Konkordanztabellen und Ergänzungen v. Carlrichard BRÜHL & Hans H. KAMINSKY, Hildesheim, 1966 [ズト BM²], Nr. 529 (Aachen, 814.8.1.), 588 (Paderborn, 815.7.16.), 625 (Aachen, 816.8.23.), 724 (Quierzy, 820.9.), 746 (Thionville, 821.11.6.), 769 (Frankfurt, 822.12.25.), 773 (Frankfurt, 823.6.12.), 789 (Compiègne, 824.8.16.), 796 (Aachen, 825.6.3.), 846 (Aachen, 828.2.26.), 849 (Aachen, 828.3.4.), 858 (Aachen, 829. [1.27.]), 971 (Aachen, 837.12.20.), 978 (Nijmegen, 838.6.14.), BM² 948 (Prüm, 835.9.10.) は交換の当事者レリヒト修道院長マルクヴァルトゥスの願いによって発給されている。それ以外の交換確認文書 (BM² 574, 691, 727, 729, 747, 782, 783, 791, 794, 803, 804, 821, 844, 880, 888, 902, 903, 986, 987, 996) のうち BM² 691, 727, 729, 747, 782, 791, 803, 804, 844 は「宮廷礼拝堂長であった時期のヒルドゥイヌス (同時にサン・ドニ修道院長) が当事者となった交換の確認文書であることは示唆的である。また隷属民の交換を対象とする交換確認文書は稀だが、伝来するものはほとんどがサン・ドニ修道院に關わっているというドゥプルーの指摘にも言及している。DEPREUX, "The development", p. 46. なお、ドニが挙げた文書の数は三五であり、ドゥプルーが挙げた数字三六には足りない。ドゥプルーがどの文書をもって三六を数えたのかは不明であるが、BM² 719 ないし 831 が広義の「財産交換確認」を扱っている。前者については本節末尾で取り

上げる。BM² 831 は皇帝と伯ボンとの間の財産交換であり、皇帝ルートヴィヒおよび共同皇帝ロータール一世の署名とキノグラムの伴う。むしろ宮廷に近い人物の手によって成立したと考えられる書式集 (*Formulae imperiales*) のも財産確認文書の書式が数点含まれる。" *Formulae imperiales*, nr. 3, 36 (= 上記 BM² 821) & 42 (JOHANNKE, *ibid.*, p. 184) によれば BM² 831 が拠った書式), in *Formulae Merovingici et Carolini aevi*, ed. by Karl ZEUMER (MGH *Formulae*) Hannover, 1886, pp. 289, 314 & 319.

(27) ルートヴィヒ「独人王」治世の例であるが、交換が王の面前で証人を伴って行われたことを明記する財産交換文書が伝来している。 *Die Traditionen des Hochstifts Regensburg und des Klosters St. Emmeram*, ed. by Josef WIDEMANN (Quellen und Erörterungen zur bayerischen Geschichte. Neue Folge 8), München, 1943, nr. 31 (Regensburg, ca. 847/860), pp. 38f.: *Et ist sunt testes per aures trachi, qui uiderunt et audierunt, quando ista commutatio fuit coram domni Hildouuici gloriosissimi regis...*

(28) *Traditiones Wizenburgenses. Die Urkunden des Klosters Weissenburg 661-864*, ed. by Karl GLÖCKNER & L. A. DOLL (Arbeiten der Historischen Kommission Darmstadt, Darmstadt, 1979, nr. 69 (Quierzy, 820.9.2), pp. 268-272.

(29) Cf. BM² 722a & 724.

(30) BM² 796.

(31) *Cartulaire de Saint-Vincent de Meçon, connu sous le nom*

- de “*Livre enchainé*”, ed. by Camille RAGUT (Collection des documents inédits sur l’histoire de France), Mâcon, 1864, nr. 55, pp. 42-44.
- (22) BM² 794c-797c.
- (23) Theodor von SICKEL, *Regesten der Urkunden der ersten Karolinger (751-840)* (Acta Karolinorum digesta et enarrata. Die Urkunden der Karolinger 2), Wien, 1867, p. 328. “*ノートルベツノム彼の見解に従つてこの文書の用ひたる*”。BM² 796.
- (34) ドゥプルーは交換契約締結の前に君主から交換許可を得つた例も列挙してゐる。DEPREUX, “The development,” pp. 54-56.
- (35) 例として Robert-Henri BAUTIER, “La chancellerie et les actes royaux dans les royaumes carolingiens,” in *BEC* 142 (1984) pp. 5-80, here 49-51.
- (36) BM² 529 = *Chartae Latinae Antiquiores. Facsimile-edition of the Latin charters, 2nd series, ninth century*, ed. by G. CAVALLIO et al., Dietikon-Zürich, 2008, vol. 88 (Italy 60), nr. 30, pp. 116-119; BM² 858 = *Recueil des historiens des Gaules et de la France*, vol. 6 (Nouv. éd.), ed. by M. BOUQUET & L. DELISLE, Paris, 1870, nr. 152, pp. 560f.; BM² 978 = *Monumenta Boica*, vol. 31.1, München, 1836, nr. 37, pp. 81f.; BM² 821 = “*Formulae imperiales*,” nr. 36, p. 314 (*manibus propriis* (この言及あり))。
- (37) BM² 719 = *Il regesto di Farfa compilato da Gregorio di Catino*, vol. 2, ed. by Ignazio GIORGI & Ugo BALZANI (Biblioteca della Società romana di storia patria, 1, 2),

Roma, 1879, cclxv, Doc. nr. 247, pp. 204f.: ... *quia non solum regis vel imperatoris, uerum etiam uniuersiusque hominis christiani ministerium esse cognoscitur, ut si quos inter se discordantes uel contentiones habentes inueniunt, eos, qua possit instantia, ac concordiam ac pacem student reuocare, ideo ministerio nostro conueniens esse iudicamus, ut si quando quilibet fidelium nostrorum de qualicumque causa inter se litigauerint, et sua sponte deposita lite secundum domini et soluatoris nostri preceptum se pacificauerint, eandem pacificationem atque concordiam nostrae auctoritatis confirmemus oraculo, quatenus eorum bonis operibus, etiam et nostra uoluntas in eorum concordia confirmanda coniungatur, et acquiramus nobis apud Deum bonum meritum in eo quod fidelium nostrorum pacificationi communicamus.* なおトロンガには既存の文例が利用される例が多いが、Friedrich HAUSMANN & Alfred GAWLIK, *Arengenerzeichnis zu den Königs- und Kaiserurkunden von den Merowingern bis Heinrich VI* (MGH Hilfsmittel 9), München, 1987, nr. 1721, p. 298 によれば、このアレングガには類例がなく。しかしこの文自体がこのアレングガの真正性を疑うことには直結するのではない。なぜならルートヴィヒと敬虔帝の治世において様々なアレングガ定式の初出が確認されているからである。なおルートヴィヒの文書におけるアレングガでは教会の保護を責務とするキリスト教的君主としての新たなキラルが強調されているように。 Cf. Susanne ZWIERLEIN, “Die Arengen in den Urkunden Kaiser Ludwigs des

- Frommen,” in *Zwischen Tradition und Innovation*, pp. 67-84.
- (83) Mark MERKOWSKY, “Graphische Symbole in den Urkunden Ludwigs des Frommen,” in *Graphische Symbole in mittelalterlichen Urkunden. Beiträge zur diplomatischen Semiotik*, ed. Peter RÜCK (Historische Hilfswissenschaften 3), Sigmaringen, 1996, pp. 335-383, here 367-369.メルジオヴスキーは、書記の不注意から書き込まれてしまった君主の署名やモノグラムが発給責任者によって消去された例を挙げている。
- (84) Cf. Heinrich FICHTENAU, *Das Urkundenwesen in Österreich. Vom 8. bis zum frühen 13. Jahrhundert* (Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung Ergänzungsband 23), Wien 1971, passim. 上の分析書(卷2)のReinhard HÄRTTEL, *Notarielle und kirchliche Urkunden im frühen und hohen Mittelalter* (Historische Hilfswissenschaften), Wien - München, 2011, pp. 308-310 を参照。
- (85) Fritz BOYE, “Über die Poenformeln in den Urkunden des früheren Mittelalters,” in *Archiv für Urkundenforschung* [アーヒヴ・アウフ] 6 (1918) pp. 77-148.
- (86) Joachim STUDEMANN, “Die Pönformel der mittelalterlichen Urkunden,” in *AUF* 12 (1932) pp. 251-374.
- (87) Sho-ichi SATO, “La clause pénale dans les chartes mérovingiennes et son implication,” in *Herméneutique du texte d’histoire : orientation, interprétation et questions nouvelles*, ed. by ID. (Global COE Program International
- Conference Series 6), Graduate School of Letters, Nagoya University, 2009, pp. 45-51. 例えは『ハンシロ書式集』(十六世紀末へ)「九番には次のような文が見られる。「おれ何人であれ、それが私自身であれ、わが親族の誰かであれ、あるいは親族外の者であれ、私が善良なる意志を以て作成を願ひ出たこの売却文書に対して意義を唱えんとした者は、汝ならびに国庫にたいして、国庫が納入を命ずる。オンリエウスを支払うべし」。(Et si quis vero, aut ego ipsi aut aliquis de propincuis meis vel qualibet extranea persona qui contra hanc vindicionem, quem ego bona voluntate feri rogavi, agere conaverit, inferri inter tibi et fisco, *soldus tantus coactus exsolvat...*)」(MGH *Formulae*, p. 10.) 続く時代の様々な文書に見られる刑罰条項が、多少の差異はあれど(オヤシ)のほぼな形式で書かれていた。
- (43) 調査の参考文献としての *Die Traditionen des Hochstifts Freising*, vol. 1: 744-926, ed. by Theodor BITTERAU (Quellen und Erörterungen zur bayerischen Geschichte Neue Folge 4), München, 1905; *Salzburger Urkundenbuch*, ed. by Willibald HAUTHALER & Franz MARTIN, Salzburg, 1916; *Die Traditionen des Hochstifts Passau*, ed. by Max HEUWESER (Quellen und Erörterungen zur bayerischen Geschichte. Neue Folge 6), München, 1930. *Die Traditionen des Hochstifts Regensburg: Bernhard BISCHOFF, Salzburger Formelbücher und Briefe aus Tasilonischer und Karolingischer Zeit* (Bayerische Akademie der Wissenschaften. Philosophisch-Historische Klasse. Sitzungsberichte 1973,4), München, 1973; Das

älteste Traditionsbuch des Klosters Mondsee, ed. by Gerhard RATH & Erich FETTER (Forschungen zur Geschichte Oberösterreichs 16), Linz, 1989.

- (44) ただし同法典の成立事情については必ずしも研究者たちの見解が一致してゐるわけではない。Cf. Harald SIEMENS, *Lex Baiuvariorum, in Reallexikon der Germanischen Altertumskunde* 18, 2. ed., Berlin - New York, 2001, pp. 305-315.

- (45) *Die Traditionen des Hochstifts Regensburg*, nr. 1 (ca. 760), p. 1 には「バイエルン部族法にしたがつて (*sicut lex Baiuvariorum est*)」という文言すら見られる。

(46) 八・九世紀のバイエルンから伝来する文書群に見られる刑罰条項で設定された罰金額が同時代の現地人に対してもっていた現実味は、佐藤彰一がメロヴィング期のフランク王国において想定した状況とはおそらく異なるものと思われる。メロヴィング期のフランク王国における刑罰条項ではしばしば「金Xリブラ、銀Yポンド」という形で罰金額が規定されているが、このとき金での支払額と銀での支払額はおおよそ等価となっている。それゆえ佐藤は金銀のどちらで支払いも可能となるよう「文書が作成されたとき、その都度公権力あるいは国庫役人の立ち会いのもと、当該財産の価値に比例した罰金額の算定がなされたものと推測」している。SATO, *op. cit.*, pp. 49f. (引用文は同書一八八頁掲載の本人訳。) 他方、バイエルンにおける刑罰条項ではしばしば接続詞 *et* が明示的に用いられ、「金Xリブラおよび銀Yリブラ (ないしポンド)」という形で罰金額が規定されているのである。XとYの数値が同値となるケー

スやを確認せよ。フベルト・エメリッヒが『フライジング司教座教会寄進帳』に見られる事例をまとめた一覧表を参照せよ。Hubert EMMERIG, “Der Freisinger Münzchatzfund und das Geldwesen in Bayern zur Karolingerzeit. Mit einer Auswertung des Freisinger Traditionsbuches als geldgeschichtlicher Quelle,” in *Sammelblatt des Historischen Vereins Freising* 38 (2004), pp. 11-75, here pp. 48f. ついでた違ふは当該時代・当該地域の経済における貨幣の位置付けの違ふを反映したものである可能性があるが、この問題については別稿を用意したい。

- (47) *Lex Baiuvariorum*, ed. by Ernst von SCHWIND (MGH LL 5,2), Hannover, 1926, c. 2, p. 270: *Si quis aliqua persona contra res ecclesiae iniuste agere voluerit vel de rebus ecclesiae abstrahere voluerit sive ille qui dedit vel de hereditibus eius aut quodcumque homo praesumpserit, inprimis incurrat Dei iudicium et offensionem sanctae ecclesiae, et iudici terreno personat auri unctas III et illas res ecclesiae reddat et alias similes addat rege coegente vel principe qui in illa regione iudex est.* なお *iudici terreno* という表現はすでに七四四年の文書に見られる。Die Traditionen des Hochstifts Freising, nr. 1 (744.9.12), pp. 27f. Cf. *ibid.*, nr. 7 (754.6.24), pp. 33f.: *et iudici qui eodem tempore fuerit soloat auri libras XII et argento similiter XII.*

- (48) 例として *Die Traditionen des Hochstifts Freising*, nr. 2 (748.2.12), pp. 28f. etc.; *Die älteste Traditionsbuch des Klosters Mondsee*, nr. 38 (768), pp. 136f. etc.

- (49) 例として *Die älteste Traditionsbuch des Klosters Mond-*

- see, nr. 25 (748/784.4), pp. 124f.; nr. 26 (before 748.7. - early 784), pp. 125; nr. 31 (749.5.29), pp. 130f.; nr. 49 (783), pp. 147f. (*partibus duci componat sicut lex est*); nr. 52 (784in/788), pp. 165f.; nr. 114 (749.7.10.), pp. 218f.; nr. 123 (748.7.10), pp. 227f.
- (50) 例え対して *Die Traditionen des Hochstifts Freising*, nr. 1 (744.9.12), pp. 27f. & nr. 9a (757.3.14), pp. 35f. & nr. 15 (760.1.23), pp. 43f. & nr. 17 (762.12.13), pp. 44f. etc. Cf. *Die älteste Traditionsbuch des Klosters Mondsee*, nr. 70 (770/800? 10.12.), pp. 173f. & nr. 96 (783?/798? 7.25/8.6.), pp. 199f. & nr. 118 (after 770?), pp. 222f. (*et sit culpabilis in fisco auri uncias III, argenti pondera VI*). *Die Traditionen des Hochstifts Freising*, nr. 38 (770.4.28), pp. 65f. & nr. 41 (771.1.10.), pp. 68f. & nr. 43 (772.7.5), pp. 70f. & nr. 59 (773.7.15), pp. 86f. は同文書を通じたフラインゲン司教座への寄進を侵害するものが「現地のノーテクスに對して有罪である *iudice terreno culpabilis existat*」であるのを明記しているが、具体的な刑罰とは触れていない。Cf. *ibid.*, nr. 75 (776), pp. 99f. & nr. 76a & b (776), pp. 100f.: 「ノーテクスに對して法的に適切なかだけ支払はざい」... *et persolvat iudice quod iustum est!*。
- (51) *Die Traditionen des Hochstifts Passau*, nr. 24 (788/800), pp. 20f. & nr. 47 (788/800), p. 41 & nr. 48 (788/800), p. 42 & nr. 51 (800/804), p. 44 & nr. 52 (800/804), pp. 44f.
- (52) モラルコード用いられた『ノアレン部族法典』第一条 第 2 項 (*Leges Alamannorum*, ed. by Karl LEHMANN & Karl August ECKHARDT [MGH LL. nat. Germ. 5, 1], Hannover, 1966, pp. 64f.) 次のように文面である。 *Et si aliqua persona aut ipse, qui dedit, vel aliquis de hereditibus eius post haec de ipsas res de illa ecclesia abstrahere voluerit, vel aliquis homo, quodiscumque persona praesumpserit facere, incurrat in Dei iudicio et excommunicationem sanctae ecclesiae et affectum, quod inchoavit, non obtineat et multa illa, quae carita contenti, prosolvat et res illas ex integro reddat et fredo in publico solvat, sicut lex habet.*
- (53) Cf. *Urkundenbuch der Abtei Sanct Gallen*, vol. I: Jahr 700-840, ed. by Hermann WARTMANN, Zürich, 1863, nr. 203 (809.9.21), pp. 193f.; nr. 360 (837.5.25), p. 335; nr. 377 (838.11.27./28.), p. 352; nr. 379 (839.10.11?), pp. 353f.: ... *componat, quod in lege Alamannorum continetur*. Cf. STUTTMANN, *ibid.*, p. 285.
- (54) EMMERIG, "Der Freisinger Münzschatzfund," pp. 47-49.
- (55) Cf. *Die Traditionen des Hochstifts Regensburg*, nr. 22 (ca. 826/830.3.26), pp. 27-29 & nr. 23 (ca. 826/840), pp. 29f. & nr. 28 (837.8.28), pp. 34-36 & nr. 30 (ca. 840/846.9.2), pp. 36-38 & nr. 31 (847/860), pp. 38f.; *Die älteste Traditionsbuch des Klosters Mondsee*, nr. 22 (817in/829.3.), pp. 121f. 『フラインゲン司教座教会寄進帳』に収録された文書のいくつかの刑罰条項を伴う最も新しいものがまた財産交換文書である。 *Die Traditionen des Hochstifts Freising*, nr. 671 (845.4.9), pp. 564-566.
- (56) 例外として *Die Traditionen des Hochstifts Regensburg*, nr. 7 (792.7.22), p. 6: ... *cogente iudice auri libram II...*

cum II argenti ponderibus persolut. ただし「*II*」は形容辭を伴わない *iudex* が何を指しているのかは判然としない。下記註57も参照。

(57) 例えは *Die Traditionen des Hochstifts Passau*, nr. 33 (789/791.5.11), pp. 28-31. Cf. *ibid.*, nr. 22 (788/800), pp. 19f. & nr. 24 (788/800), pp. 20f. & nr. 47 (788/800), p. 41 & nr. 48 (788/800), p. 42 (in *fisco auri untias XII coactus solvati domni regi*): nr. 51 (800/804), p. 44 & nr. 52 (800/804), pp. 44f (in *fisco auri untias XII coactus solvati domni Cesarii*). ただし八〇三年一〇年二十七日付の文書に於て「皇帝カールの治世であることが明記されながら *partibus ducis* という旧来の書式が、おそく不注意から用いられつつある例も見出される。 *Ibid.* nr. 57b, pp. 48-50. Cf. *Die älteste Traditionsbuch des Klosters Mondsee*, nr. 9 (789/800.5.16), pp. 108f. (et *partibus regi componat argenti pondava decem, auri libras VI*); nr. 11 (803.3.18), pp. 110f. & nr. 14 (805.1.20), pp. 113f. & nr. 21 (803.11.18), pp. 120f. & 30 (808.3.28), pp. 129f. & nr. 47 (808.4.12), pp. 150f. & nr. 69 (792/793.7.6), pp. 172f. & nr. 71 (807.10.30), pp. 174f. & nr. 72 (811.2.7), pp. 175f. & nr. 73 (808.6.24), pp. 176f. & nr. 77 (811.2.6), pp. 181 & nr. 80 (814.11.30), pp. 184f. & nr. 91 (807.11.12), pp. 195f. & nr. 98 (809.4.4), pp. 201f. & nr. 99 (803.9.6), pp. 203f. & nr. 112 (803.3.21), pp. 216f. & nr. 121 (820.10.6), pp. 225f. & nr. 126 (803.11.1), pp. 231f. & nr. 135 (805.1.20), pp. 242f. (et *insuper una cum distinguente socio fisco auri libras X, argento pondere X*

coactus exsolvat etc.). *Ibid.*, nr. 128, pp. 233-235 及び nr. 134, pp. 240f. において罰金の支払先が「いとも神聖なる国庫 (*in sacratissimo fisco*)」にやれられているが、これらの文書が作成されたのがカール大帝によるヌイエルン併合以前なのか以後なのか、残念ながらはっきりしなく。

(8) 「法」に言及した刑罰条項がヌイエルンにおいて最後に確認されるのは *Die Traditionen des Hochstifts Regensburg*, nr. 19 (822.11.11), p. 23 (*secundum legem omnino componant*).

(9) Cf. *Die älteste Traditionsbuch des Klosters Mondsee*, nr. 52/2 (816), pp. 155f. (*ipsum exsolvere faciat dupliet, quantum eo tempore ipsas res valere dinoscitur*: 公的權力の言及なし); nr. 79 (829.1.26), pp. 182f. (*sed duplum restituit ad cuius parte pertinet*: 公權力の言及なし)、『モントゼー修道院寄進帳』において、八二九年以降刑罰条項は確認されない。上記註57に示した同修道院寄進帳における公權力への言及状況と比較せよ。ケッサウにおいては早くも八〇三年以降世俗的刑罰条項が見られなくなる。 *Die Traditionen des Hochstifts Passau*, nr. 57a (before nr. 57b) & b (803.10.27), pp. 48-50; nr. 58 (around 803), p. 50. 同地の文書で靈的威嚇が確認できるのは八二一年一月二八日付の文書が最後となる。 *Ibid.*, nr. 27, pp. 64f. 逆に比較の遅くまで世俗的刑罰条項が見受けられるのがレーゲンスブルク司教座ないし同地のザンクト・エンメラム修道院に関する文書群である。七九二年七月以降三〇年ほど刑罰条項を含む文書が伝来していないが、その後のおよそ三〇年間から六点の世俗的刑罰条項を含む文書が伝来して

初期中世ヨーロッパ政治史への「文書形式学的」アプローチ (菊地)

- 18° *Die Traditionen des Hochstifts Regensburg*, nr. 19 (822.11.11.), p. 23 (*secundum legem omnino componant*); nr. 22 (ca. 826/830.3.26.), pp. 27-29 (*distringente fisco auri libras II, argenti pondera V coactus exsoluat*); nr. 23 (ca. 826/840), pp. 29f. (*sociante fisco auri libras duas nulla componat*); nr. 28 (837.8.28.), pp. 34-36 (*auri libras II nulla componat*: 世俗権力への言及なし); nr. 30 (ca. 840/846.9.2.), pp. 36-38 (*distringente fisco auri libras II nulla componat*); nr. 31 (847/860), pp. 38f. (*distringente fisco auri libras II, argenti pondera V coactus exsoluat*).
本稿註55で示すとおり「」これらのほとんどは交換文書である⁹⁰。

- (60) 以下の叙述に關しつ Warren BROWN, *Unjust Seizure: Conflict, Interest, and Authority in an Early Medieval Society*, Ithaca - London, 2001.
(61) *Die Traditionen des Hochstifts Freising*, nr. 1, p. 27: ... *iudice terreno culpabilis sit* ...
(62) 例として *Die Traditionen des Hochstifts Freising*, nr. 161 (792/808.8.1.), p. 159: ... *componat sicut lex est*.

〔付記〕本稿は日本学術振興会の学術研究助成基金助成金 (平成二六年度、課題番号二六七七〇二五二) による研究成果の一部である。

(東京大学大学院総合文化研究科特任研究員)